

平成30年10月
関西広域連合議会第13回
防災医療常任委員会会議録

平成30年10月関西広域連合議会第13回防災医療常任委員会会議録 目次

平成30年10月20日

1	開催日時・場所	1
2	議 題	1
3	出席委員	1
4	欠席委員	1
5	事務局出席職員職氏名	1
6	説明のため出席した者の職氏名	2
7	会 議 概 要	3

1 開催日時・場所

開会日時 平成30年10月20日

開催場所 関西広域連合本部事務局 大会議室

開会時間 午後2時00分

閉会時間 午後3時44分

2 議 題

(1) 広域防災

調査事件

・広域防災の推進について

・「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」の改訂について

(2) 広域職員研修

調査事件

・広域職員研修の推進について

3 出席委員 (17名)

3番	九里	学	24番	濱口	太史
4番	西村	久子	27番	広谷	直樹
8番	中川	貴由	29番	南	恒生
10番	中司	宏	30番	丸若	祐二
13番	吉田	利幸	31番	中村	三之助
14番	竹内	英明	34番	明石	直樹
17番	長岡	壯壽	36番	吉川	敏文
21番	田尻	匠	39番	藤原	武光
22番	菅原	博之			

4 欠席委員 (2名)

7番	諸岡	美津	11番	吉村	善美
----	----	----	-----	----	----

5 事務局出席職員職氏名

議会事務局長	千代	博
議会事務局次長兼議事調査課長	西村	鉄也
議会事務局総務課長	小枝	隆之

6 説明のため出席した者の職氏名

(1) 広域防災

広域連合長	井 戸 敏 三
広域連合委員（広域防災副担当）	久 元 喜 造
広域連合副委員（広域防災副担当）	村 井 浩
本部事務局長	村 上 元 伸
広域防災局長	早 金 孝
広域防災局防災参事（奈良県）	上 田 博 文
広域防災局防災参事（神戸市）	山 平 晃 嗣
広域防災局次長	高 見 隆
広域防災局防災計画参事	亀 井 浩 之
広域防災局防災拠点参事	藤 森 龍
広域防災局広域企画課長	中 道 一 義
広域防災局防災課長	松 久 士 朗
広域防災局災害対策課長	小野山 正
広域防災局訓練課長	吉 野 泰 司
広域防災局参与（滋賀県）	松 野 克 樹
広域防災局参与（京都府）	前 川 二 郎
広域防災局参与（大阪府）	大 江 桂 子
広域防災局参与（和歌山県）	藤 川 崇
広域防災局参与（京都市）	吉 田 不 二 男
広域防災局参与（大阪市）	藤 原 正 樹
広域防災局参与（堺市）	大 丸 一
広域防災局課長（徳島県）	坂 東 淳

(2) 広域職員研修

本部事務局長	村 上 元 伸
広域職員研修局長	田 村 一 郎
広域職員研修局次長	青 木 茂 二
広域職員研修局研修課長	志 場 紀 之
広域職員研修局参与（滋賀県）	東 勝
広域職員研修局参与（京都府）	高 橋 和 男
広域職員研修局参与（大阪府）	湯 田 毅
広域職員研修局参与（徳島県）	梅 田 尚 志
広域職員研修局参与（京都市）	並 川 哲 男
広域職員研修局参与（大阪市）	宮 本 浩 之
広域職員研修局参与（堺市）	森 功 一
広域職員研修局参与（神戸市）	川 田 誉 史 子

午後2時00分開会

○委員長（丸若祐二） お疲れでございます。それでは、これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催いたします。

役員交代後、最初の委員会となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

どうもありがとうございます。私、徳島県議会の丸若祐二と申します。委員皆様方のご協力をいただきまして、スムーズな議会運営、また理事者の方々にもご協力をいただいて、速やかなといいますか、委員会運営をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に、副委員長をご紹介します。京都市会の中村三之助副委員長です。それでは、ご挨拶をよろしく。

○副委員長（中村三之助） 改めまして、こんにちは。京都市会の中村三之助と申します。委員長の補佐をしっかり務めてまいりまして、務めを果たしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長（丸若祐二） 本日、諸岡委員、吉村委員は欠席でございます。なお、理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、ご覧おき願います。

それでは議事に入ります。本日の調査事件は、お手元にご配付しております次第のとおりであります。本日は二部制とし、まず初めに広域防災についての調査事件2件の審議を行います。それが終了いたしましたら理事者の入替えを行い、広域職員研修についての調査事件の審議を行います。

本日の委員会は全体で2時間程度を見込んでおり、委員会の終了時刻は16時を目途といたしております。議員の皆様には円滑な議事進行に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず、本日出席の連合長、連合委員及び副委員に一言ご挨拶をいただきたいと思っております。まず最初に、井戸広域連合長から一言ご挨拶をお願いいたします。

井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西連合の防災医療常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶をする機会をいただきまして、ありがとうございます。

今年度に入りましてから、大阪府北部地震、7月豪雨、台風20号、21号など災害が相次ぎました。関西広域連合域内におきましても多くの地域で被害が発生しております。犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からのお見舞いと一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

関西広域連合は、大規模災害発生時には「関西防災・減災プラン」や「関西広域応援・受援実施要綱」に基づきまして、構成団体、連携県、国、関係機関等と連携して応援要員の派遣や広域避難の調整などを実施することとしております。

大阪府北部地震では、大阪府に避難所運営や家屋被害認定調査など、延べ400人の応援職員を派遣しました。この地震では、これまで関西広域連合が取り組んできた帰宅困難者対策に加え、通勤・通学時の対策にも取り組む必要があることが明らかになりました。現在、国、鉄道事業者、関係団体等で構成する協議会を設置し、「帰宅支援ガイドライン」を検討しております。また、今年度、関西広域連合として初めて帰宅困難者対策図上訓練

を実施する予定です。引き続き、構成団体等と連携して帰宅困難者対策を進めてまいります。また、ブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策や高齢世帯の家具等の転倒防止対策が必要となりました。

7月豪雨災害では、特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県に対しまして、カウンターパート方式により、延べ3,000人を超える応援職員を派遣し、これまでの災害対応の経験を活かした支援を行いました。その際、総務省が創設した「被災市区町村応援職員確保システム」が初めて運用され、全国の多数の自治体が支援しましたが、独自に支援する自治体もあり、応援団体間の連携が課題であったと認識しております。今後、支援の検証を行い、その結果を構成団体間で共有し、対応の改善を図ってまいります。また、広域応援訓練や構成団体職員等への研修等を実施して、実効性のある災害対応体制の構築を進めてまいります。

あわせて、災害弱者に対する事前の個別避難計画策定の必要性、また、その具体実施のための環境整備が緊急の課題と浮き彫りになってまいっております。台風21号では、高潮・高波による浸水被害が生じたことを踏まえ、国、関係自治体等による高潮対策検討委員会が設置され、高潮・高波の発生メカニズムの検証による被災原因の究明、高潮対策の見直し方針などを検討しています。また、被害を受けた関西国際空港の代替措置として、大阪国際空港、神戸空港の臨時代替枠について、国内線を44回活用されました。国際線の実績はありませんでしたが、関西は3空港体制であることを国内外にアピールできたと考えております。

広域避難については、国の原子力総合防災訓練に合わせて、福井県、京都府からの避難者約700名を兵庫県域の7市町に受入れる広域避難訓練を8月25日、26日の両日実施しました。今後、国等と連携して訓練の結果を検証し、広域避難の実効性確保に努めてまいります。

また、今年度、「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」の改訂を進めております。本日、議事にも上げておりますので、よろしくご指導をお願いします。

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害に的確に対応するためには、過去の災害の経験、教訓を活かした事前シナリオの作成や、首都機能のバックアップ体制の整備が欠かせません。そのため、関西広域連合では災害の備えから復旧・復興まで一連の災害対策を担い、東京のほか関西等にも拠点を持つ双眼的組織である防災庁の創設を強く提言しております。

今後とも広域防災を担当する兵庫県、奈良県と神戸市が中心となり、関西全体の防災力を高める所存でございますので、委員各位のご指導をよろしく願いしてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（丸若祐二）　　続きまして、久元委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造）　　広域防災副担当を仰せつかっております神戸市長の久元喜造でございます。防災医療常任委員会で挨拶の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

広域防災につきましては、ただいま井戸連合長からお話があったとおりでございますが、神戸の状況につきまして一言だけ触れさせていただきますと、特に平成30年7月豪雨では、神戸市におきましても大きな被害がありました。昭和13年の阪神大水害からちょうど今年

で80年ですけれども、このときを上回る雨量を観測をいたしましたにもかかわらず、人的被害は最小限ということになりました。これは、国土交通省、兵庫県、神戸市連携をして、六甲山などでの治山治水事業を進めてきた効果があったのではないかとこのように考えております。

一方、9月に発生いたしました台風21号では、記録的な高潮を観測し、神戸港内におきましても施設の損壊、漂流物の発生等、物的被害、防潮堤内におきましても内水氾濫が発生をいたしました。このような喫緊の状況に鑑みまして、しっかりと対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

また、高潮被害で関西国際空港が一時閉鎖になりましたけれども、9月14日から国土交通省からの協力要請により関西国際空港が本格運用をするまでの間、大阪国際空港と神戸空港で代替措置の受入措置を行いました。3空港がしっかりと連携・協力し、危機管理対応を行っていかなければいけないというふうに考えております。

今後とも既に取り決めが行われているプランなどによりまして、関西全体で一丸となって関西の防災力の向上に全力で努めてまいりたいと思っておりますので、委員各位のご指導、ご支援をよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（丸若祐二） 続いて、村井副委員から一言ご挨拶をお願いします。

○広域連合副委員（広域防災副担当）（村井 浩） 広域防災副担当奈良県でございます、村井でございます。

今年度は、先ほど連合長からもありましたけれども、全国各地で多くの災害、そして被害が発生をいたしました。私どもからも犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

奈良県のことを少し申し上げますと、関西広域連合の枠組みの中で、これらの災害への応援職員として、例えば大阪府北部地震では家屋被害認定調査で県職員、そして県内の市町村職員合わせて8名を派遣させていただきました。また、7月の豪雨では、カウンターパート方式の中で、愛媛県庁、そして宇和島市役所のほうへ、リエゾンあるいは避難所の運営支援という形で県職員、そして県内市町村職員合わせて47名の派遣をいたしました。徳島県、福岡県とともに災害対応業務に従事してまいりました。

引き続き関西広域連合の広域防災副担当といたしまして、防災力向上に尽力いたしますので、議員各位のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（丸若祐二） ありがとうございます。

それでは、最初に広域防災の推進についてを議題といたします。「広域防災の推進について」、早金広域防災局長からご説明をお願いいたします。

○広域防災局長（早金 孝） 広域防災局長の早金でございます。

それでは、私のほうから広域防災の推進につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、お手元の資料1をご覧ください。まず内容ですけれども2ページをお開きください。広域防災局の役割といたしまして4項目掲げております。1点目は、「防災計画等の策定・運用」でございます。大規模災害時に広域連合が執るべき対応方針を体系化した「広域防災減災プラン」、それから応援・受援に係る実施体制や活

動手順等を示した「関西広域応援・受援実施要綱」を策定し、運用しております。

2つ目は、「応援・受援の調整」でございます。大規模広域災害発生時にはプラン、要綱に基づきカウンターパート方式による支援など、広域的な応援・受援の調整を行います。

3点目は、「関係機関・団体との連携」です。大規模広域災害に対処するため、関東、九州、中国、四国といった広域ブロックや国、実動機関、民間団体等と連携を進めています。

4点目は、「防災・減災事業の展開」です。広域応援訓練、防災人材育成事業、帰宅困難者対策等の事業を実施していきます。

以下、この4点につきまして順次ご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

まず、1点目の「防災計画等の策定・運用」でございます。「関西防災・減災プラン」といたしまして、「地震・津波災害対策編」をはじめといたしまして、表に記載している4つの分野別にプランを策定しています。平成26年6月に、この4分野の策定が完結いたしました。災害対策基本法などの改正や熊本地震、鳥取県中部地震での被災地支援等を踏まえ、29年度には「総則編及び地震・津波災害対策編」を改訂し、今年度は「原子力災害対策編」の改訂を予定しております。

4ページをお願いいたします。

4ページ以降に、それぞれのプランの中身を記載しております。まず「地震・津波災害対策編」でございます。災害への備えは、関係機関や団体等と平常時からの連携といたしまして、行政機関、民間、ボランティアなどと連携を深めていくこと。また防災・減災事業の展開としては、訓練・研修等の実施等を掲げています。災害への対応として、実際に災害が起こったとき、ケースごとにどう対応するかを定めています。初動期は、広域連合として情報収集体制の構築を図るため、緊急派遣チームの派遣、現地支援本部等の設置などを実施します。応急対応期は、救援物資、応援要員等の派遣調整を行い、復旧・復興期は、被災自治体で多くの復興業務が生じるため、被災地ニーズに応じた支援を行います。右のオペレーションマップには、効果的な応援・受援を実施するため、被災市町村や被災府県、国、応援府県などがどのような動きをするのかを災害対応項目ごとに一覧表で示しております。

5ページをお願いいたします。

「風水害対策編」でございます。風水害は気象情報等により事前の対応が可能となりますので、そういった特性も踏まえて作成しております。例えば、災害への備えの2の(4)に、事前対応計画(タイムライン)の検討がございます。これは発災の時間を想定しながら、事前にどのような対応が必要かを考えていこうというものであります。それから、4の住民避難の実効性向上のため、ハザードマップの作成、避難情報の発令基準の策定などを記載しています。右側の災害への対応は、1、体制の確立準備体制といたしまして、対策準備室の設置、2の災害発生直前の対応として、早期の避難勧告等の発令や事業者等への働きかけなどについて記述しています。

6ページをお願いいたします。

「原子力災害対策編」でございます。災害への備えとして、原子力事業者との情報連絡体制の構築に向けた覚書の締結や、専門家の活用体制の整備などを記載しています。災害

への対応としては、モニタリング情報の共有、国が設置する原子力災害合同対策協議会への参画、広域避難の実施調整などを記載しています。「原子力災害対策編」は今年度改訂予定としています。

7ページをお願いいたします。

「感染症対策編」でございます。新型インフルエンザ等に係るものと、鳥インフルエンザ、口蹄疫等に係るものの2つに分けて作成しております。説明につきましては時間の関係上、割愛をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

「関西広域応援・受援実施要綱」についてでございます。「防災・減災プラン」に基づき、実際の業務に当たり、どのような手順を踏んでいくのかを整理したものです。関西圏域内で震度5強以上の場合は準備体制を整え、震度6弱以上の場合には早急に緊急派遣チームを派遣することを記載しています。関西圏域外では、震度6弱以上で対策準備室の設置、震度6強以上で緊急派遣チームを派遣することとしています。②の応援・受援体制の確立ですが、災害の規模をレベル1からレベル5に区分し、それぞれの災害の規模に応じた応援・受援体制を確立することとしています。

10ページをお願いいたします。

広域防災局取組の柱の2点目の「応援・受援の調整」でございます。代表例といたしまして東日本大震災への対応をご紹介します。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、発災直後から広域連合として活動を開始しました。3月13日、緊急の広域連合委員会を開催し、記載の4項目を緊急声明として発表、併せてカウンターパート方式での支援、現地連絡所の開設などを決定いたしました。

11ページをお願いいたします。

カウンターパート方式による支援は、ご案内のとおり構成団体ごとに担当する被災県を決めて支援を実施するというものでございます。迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援ができる効果的な手法と考えています。

12ページをお願いいたします。

主な支援内容については、物的支援として、アルファ化米、飲料水、毛布等を送りました。構成団体から職員を派遣し、累計で約50万人になります。当初は、1週間単位の短期派遣でしたが、現在は、中長期派遣として土木職などの職員計150人が派遣されています。関西の構成団体への避難者の受入れは、現在2,429人、ピーク時には4,754人でした。

13ページからは熊本地震、また、15ページには鳥取県中部地震への対応を記載していますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

本年6月18日、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、最大震度6弱を観測、大阪府をはじめ関西圏で大きな被害が発生いたしました。出勤時間帯での発生ということで、通勤・通学者にも大きな影響が出ました。

17ページをお願いいたします。

広域連合としては、物的支援として大阪府内の各市に対し、ブルーシートを送付したほか、人的支援として避難所運営チーム、家屋被害認定等に係る職員など延べ401人・日の応援職員を派遣しました。

18ページをお願いいたします。

本年6月28日以降の台風7号や停滞する梅雨前線の影響により、西日本を中心に広い範囲で豪雨となり、甚大な被害が発生しました。関西広域連合では、特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県に対し、カウンターパート方式により支援を行いました。

19ページをお願いいたします。

各県にそれぞれ現地支援本部を設置して支援を行ってまいりました。

20ページをお願いいたします。

人的支援といたしましては、避難所運営や家屋被害認定調査について、延べ3,000人・日を超える応援職員の派遣を行いました。

21ページをお願いいたします。

これは、6月23日の連合議会全員協議会におきまして、広域防災局の成果を取りまとめるようご指示をいただいたことを受け事務局のほうで整理したものでございます。計画作成や訓練の実施による広域災害への備えの充実。また、東日本大震災をはじめ、被災地への迅速かつ的確な支援、また国への発信力の強化を掲げています。

22ページをお願いいたします。

広域防災局の取組の3点目の「関係機関・団体との連携」でございます。大規模災害への備えに万全を期すため、各ブロックとの応援・受援の仕組みを確立しようとするもので、表に記載のように九州地方知事会、関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会等と協定を締結しています。

23ページをお願いいたします。

民間事業者との連携推進です。災害時における応援・受援業務を円滑に行うため、表に記載のとおり民間事業者と協定を締結し、連携を図っています。

25ページをお願いいたします。

4点目の「防災・減災事業の展開」でございます。その1つですが、広域応援訓練の実施です。南海トラフ地震など大規模広域災害が発生したときの広域連合、構成団体、国、民間事業者等との応援・受援に係る対応能力を向上させるため訓練を実施しています。こちらは昨年度の図上訓練の概要ですが、南海トラフ地震の発生により、大阪府内で最大震度6強の揺れを観測、堺市を中心に甚大な被害が発生したとの想定で、広域での応援・受援に関する調整に係る訓練を行いました。

26ページをお願いいたします。

昨年度の図上訓練のイメージ及び図上訓練の写真でございます。熊本地震での経験を踏まえ、大阪府の物資拠点、1次拠点が被災して使用できなくなった場合、代替機能を果たす広域物資拠点、0次拠点と呼んでおりますが、そこから市町村の物資拠点、2次拠点を経て避難所まで物資輸送を行うという想定で実施をいたしました。

27ページから28ページにつきましては、その実動訓練、それから関東の九都県市との合同訓練の様子でございます。

29ページをお願いいたします。

災害時の物資供給の円滑化の推進です。大規模災害時に課題となる物資の確保、また1次拠点での物資の滞留により被災者へ物資が届かないといった課題解決に向け、民間物流事業者、流通事業者等の参画を得て緊急物資円滑供給システムを構築いたしました。この

システムの特徴の1つは、民間事業者のノウハウを活かした組織づくりで、構成団体の災害対策本部内に物流専門組織を立ち上げ、そこにトラック協会や倉庫協会に参画いただき、手配等をお任せするというもので、イメージはこの記載の図のとおりでございます。

30ページをお願いいたします。

災害時の円滑な物資供給を実現するため、民間団体や事業者等にも参画をいただき、関西災害時物資供給協議会を平成29年1月に設立いたしました。

31ページをお願いいたします。

「防災人材育成事業」でございます。平成23年度広域連合発足当初から継続しておりますが、表に記載のとおり基礎研修、災害救助法の実務研修、家屋被害認定研修と、それぞれ担当県を決めて実施しているところでございます。

32ページをお願いいたします。

帰宅困難者対策についてでございます。大規模災害時の帰宅困難者の安全を確保するため、構成団体、民間事業者等による帰宅支援に関する協議会を設置しています。大阪府北部地震で明らかになった朝の通勤・通学者対策を含めて、関西圏における帰宅困難者の安全な帰宅を支援するための「帰宅支援ガイドライン」の策定に取り組んでいるところでございます。また、今年度関西広域連合として初めて帰宅困難者対策図上訓練を実施いたします。

33ページをお願いいたします。

「原子力災害への取組」でございます。関西電力や日本原子力発電など、原子力事業者と安全確保に係る覚書を締結しているほか、国に対して住民の安全確保の観点から数々の申し入れをしております。

34ページをお願いいたします。

原子力災害発生時に広域連合の役割として重要なことは、広域避難をどう調整するかということで、そのガイドラインを策定しています。福井県若狭湾の原発の30キロ圏内の住民の方々のうち、約25万人を関西圏全体で受け入れるとし、避難先市町とのマッチングを行うとともに、広域避難の手順を具体化しております。28年度には初めて原子力災害を想定した県境をまたぐ広域避難訓練を実施いたしました。今年度も先ほど連合長のご挨拶がありましたとおり、8月25日から26日にかけて、福井県、京都府の住民が兵庫県に避難する広域避難訓練を実施したところでございます。

35ページをお願いいたします。

防災庁の創設提案についてです。防災庁の創設については、平成28年から学識者等による懇話会において5回にわたり検討され、その結果を報告書に取りまとめました。その内容をもとに昨年8月には連合長から防災担当大臣への説明を行ったほか、シンポジウムの開催などを行ってきました。さらに全国知事会からの緊急提言や国への働きかけを行っていただいております、引き続き関西から防災庁創設の機運を盛り上げてまいります。

以上で、私のほうからの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（丸若祐二） 説明が終わりました。

それでは質疑に移ります。ご発言があれば挙手願います。

吉田委員。

○委員（吉田利幸） 大阪府議会の吉田でございます。実は、大阪府の北部地震と、その後の台風21号の被害がかなり出て、まさに関西広域連合の意味合いというか、カウンターパート方式で、東日本大震災のときに見事にそのことを、人材派遣も含めて責任を持った体制でしていただいている、それが順次、こういうことは慣れてたらいかんのですけれども、これだけ毎年天災が続く中であって、広島、愛媛、それから岡山でもカウンターパート方式で人材派遣をやっていただいたんですけれども、実は、国土強靱化のもとに藤井先生がかなり言っていただいている、現実には平時の際に、かなり密度濃く、やっぱり国土強靱化対策をしていくべきであろうと思うんです。

その理由は、大阪で台風のとときの森林の被害が、私は高槻が選挙区でございますので、大阪府の森林の被害の中でも、特に高槻はおおよそ600ヘクタールぐらい森林、杉がかなり、山並みの杉が全部倒れているような状況でして、それが道路を塞いだり、あるいは電柱はそこに至るまでに高槻でもかなりの電柱が倒れたんですね。それでライフラインが、いわゆる電気がないということで、これも非常に関電の営業所の電話は鳴りっ放し、それから高槻市の災害本部でも電話が鳴りっ放しの中で、一番最前線の市民の方々が今どういう状況にあって、みたいなのがもう本当のところわからないんですよ。したがって、全部関電に電話したら何とかかなると思って一斉に電話するわけですから、それこそなかなか取っていただけないということで、営業所へ直に行っておられるというのが現況でした。

そういう意味では、発災当初のやっぱりそれぞれの状況の把握をしっかりと行政体でやるのか、それからガスであれば、大阪の場合は大阪ガスですけれども、電気であれば関西電力というところで、きちっとした現況としての状況をしっかりと把握した形で、その県民、府民、市民の方々に情報を提供できるような環境をつくるということ、どうしたらできるのかということをやったり考えておかななくてはならないだろうと思います。

それから、ボランティアにたくさん来ていただいた中で、これは東日本大震災のときもそうですし、今回もそうなんですけれども、受けが社会福祉協議会になっているんですね。私どもで言えば各コミュニティの中で自主防災組織が立ち上がってしまっていて、そうしたものと、それぞれの連携の中で、どこが指示を出して、全体として流れがスムーズに行くような形で、いかにしたらできるかということもやっぱり考えていく必要があるのかなというように思いがいたします。

そういう意味では、社会福祉協議会の方々も、それから自主防災組織を立ち上げた、そういう方たちが、今、まさに自治体が防災の人材を育成するときに研修をされている、そういうところへも参加をいただいた中で、お互いに質の高さをですね、高めていくことも必要ではないかと思いますが、そういうことについて、何かいい見解であるとか、アイデアがありましたら。阪神・淡路大震災で兵庫県はかなり経験値の高い中で、ずいぶんいろいろなことで受援体制についてもいい申し出がたくさん私どものほうへも譲っていただきましたが、なかなか経験値がないものですから、高槻だけで受けをやるということについては、なかなかスムーズにいかなかったんですね。なおかつ、初動作の中で、かなり早い時期に総理大臣も防災大臣も来ていただいたし、自衛隊も幕僚長も来ていただいたというようなことでしたが、果たしてそれが初期の動作のときに来ていただくのがいいのかどうか、その受けだけで何かもう市役所も府警本部もそうですし、所轄の署の人も何か2日間ぐらい寝ていないような状況があって、どんどんどんどん処理していかんなんことが

多い中で、そういうことをきちっとした形でどうすることが一番ベストなのかということ、この機会にやっぱり考えていく必要があるのかなと思いますので、何か今後のことで聞かせていただけることがあったら、ありがたいなと思います。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 技術的な答弁は防災局のほうでやっていただきますが、まずは、高槻の場合は、北部地震の被害も大きく受けられました。私も現地を視察させていただき、市長にもお会いしたりしたわけでありますが、そのときは約1週間ほど、例のブロック塀の倒壊事故の関係で、なかなか市民の被災状況を把握する状況に至らなかったということを反省されておられました。状況把握は、基本的には電気は関電、ガスは大阪ガスを中心に、そして水道は各水道事業者、道路は道路管理者、河川は河川管理者、それぞれが管理主体に責任を持って情報を収集して、それをできるだけ早く一元化して発表するというように努めさせていただいておりますけれども、今回、関電がかなり遅れたのは、関電の情報把握のシステムが、私も十分承知していませんが、どこかでとまったというようなことを言うておりましたので、それと復旧が少し遅れたんですね。復旧が1週間ぐらい、例えば7月豪雨の後1週間ぐらい遅れてしまったということも出てきましたので、これらは、やはり物理的な、関西の場合は物理的な復旧作業でありましたので、物理的な復旧作業を急ぐという体制は、やはり関電にきっちりつくってもらい必要があるのではないかと考えております。幸いガスは大きな被害はなかったということで、特定の箇所以外は使えたという状況だったと思います。いずれにしても、情報は各管理者の被害状況をできるだけ早く集めて、これを公表させていただき、共有化するということが基本ではないかと考えております。

それから、ボランティアでございしますが、関西を中心とする地域は、大体、西日本はそうなんですけれども社会福祉協議会が中心になって今までも臨んでまいりました。特に阪神・淡路大震災のときの受入主体が社会福祉協議会だったという経過もありまして、社会福祉協議会が受入主体になっている。当然、変更しようとしても、なかなかノウハウの蓄積がありませんので、やはり主体になっていただいているところの積み重ね、ノウハウの積み重ねに期待すべきではないかと考えています。

やり方としては、実を言いますと、福井県のように福井地震、福井は九頭竜川の水害ですね、あのときは社会福祉協議会ではなくて福祉部局のボランティアを担当している部局が中心になりまして、各市町村の災害対策課と連携をして、ボランティア担当をつくって、それでボランティアを受入れるという対応をなさいました。それがそのまま現在も行政主体の受入体制ということで続いていると承知しております。私は、どちらが正しいということはないのではないかと、それぞれの地域にふさわしい対応をしっかりとってもらう必要があるのではないかと考えていますが、特にボランティアの受入れは経験がないとなかなか思いつかない、どんな手順なり、どんなことが受入側として必要になるのかということが思いつかないというようなこともありますので、我々としては、できるだけその辺のノウハウをボランティアのガイドラインなどを整理してお届けするというようなこと、あるいは支援のついでに本部支援も行うということをやらせていただいておりますし、これからもさらにそれを続けていきたいと考えております。

それから、総理だとか防災担当大臣等の受入れは、あまり直後に来ていただくのはいか

がかと思いますが、一方で、直後でも要望しなければいけないこともあるんですね。したがって、ほどほどのときにほどほどの状況でお訪ねいただくのが、やはり現場を激励していただくことにつながるのではないかと。何かこの辺は阪神・淡路大震災のときも含めまして、天皇皇后両陛下がぜひ被災地をお見舞いしたいとおっしゃられましたときに、どういうタイミングでお迎えするのが望ましいのか、だいぶあのときも苦心をいたしたと聞いております。結果としましては、1月17日でありましたが、1月30日においでいただいたのでありますけれども、その辺はよく状況を見きわめて対応する必要があるのではないかと、このように思っております。

高槻市長がおっしゃっていましたが、何を要望するかということをしてんでこ舞いをしたと、徹夜で項目だけ書き上げて、そして、それを若干の肉付けをして提出させてもらったんだということをおっしゃっておられましたが、それはそれで、そういう経験を積み重ねるといふことも災害対策になるかなというふうに、私もお伺いしながら実感した次第でございます。

○委員長（丸若祐二） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） 広域防災局長の早金でございます。

1点だけ、情報共有の点で私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。委員ご指摘のとおり災害時における情報の共有というか、それと迅速な県民、府民の方々への提供というのは欠かすことができないですね。それは次の災害対応にもつながるといふことで非常に大事なことだといふふうに認識しております。関西広域連合では、今日も参加させていただいておりますが、各構成府県との連携を広域防災局にあつては定期的な会合を持つとか非常に緊密な関係で情報を共有しているところであります。発災直後につきましても、広域防災局のほうから各府県市に問い合わせ、それぞれの被害状況等については把握するといふふうなことをしておりますが、新年度におきましては、その情報共有のシステムを改善をして、より迅速に的確に同じフォーマットで共有できるような形に改善していきたいなといふふうに考えております。

もう一点は、委員ご指摘のとおり、この機会を捉えてといふふうなことではございますが、関西電力、大阪ガスともこの一連の災害等で若干の情報交換できる機会を持ちました。関西電力によりますと、府県ごとではなくて関西圏域、関西電力での情報の提供も広域防災局のほうにしましうみたいなこともありましたので、今後、その点についても改善できるのかなといふふうに私どもも期待しているところでございます。

○委員長（丸若祐二） 吉田委員。

○委員（吉田利幸） ちょっと1点だけね、1点といふか2点ちょっと気付いていることで、1つは、森林の山のあれなんですけれども、これは言われて久しいんですが、この台風、風にこれほど被害を受けるとは思わなかった、現実には、高槻で枚方亀岡線というのがあって、府県域を越えて昭和33年に南桑田郡の檜田地区といふのと合併した経緯があって、そこへ行くライフラインがなかなか、5つぐらいあるんですけれども、3つが停止したというような状況でした。それで現実にはかなり木が倒れているものですから、この木の倒れたのを今週ぐらいから業者を決めて川の中へ落ちるものを全部、やっぱり第2次被害を起こしたらいかんといふことでやっているんですが、ただ、600ヘクタールをある程度目視するためにヘリコプター飛ばしたんですね。でなかったら、道路からなかなか見

るということはもうかなわなかったというような状況です。これを復元するのにかなり時間もかかりますし、こういったところの広域連合の協力体制みたいなものをやっぴりちょっとお考えいただける部分があれば考えていただければありがたいなと思いますね。

当然、我々も平時の際に森林環境税であるとか森林環境条例を使って山の整備をどんどんやっぴりという国のお考えもありますし、市町村のそういう計画を前面に出したようなことをやっていくということですが、北海道の地震にしろ何にしても、基本的に今、第1次産業を守っていきこうという環境が薄れてきているものですから、特に山がそういう状況にあるということで、ちょっと頭の隅へ置いておいていただきたいなと思います。

あとは、ボランティアの関係でいくと、防災関係でもっと近畿圏に大学がかなりあるものから、そうした大学生との連携みたいなものを一遍考えていただく必要があるかなと思います。その際に、ボランティアをする人は何かそんなポイント制でやってくれみたいなことは一切考えてないんですが、いわゆるこれからの時代というのは社会保障も介護も含めて、何か若いときにいろいろボランティアをやったことがポイントで積み上がっていったら、どなたか自分の親であるとか、そういう人がそのポイントを受けられるような環境というのをつくり出せないかなみたいなことを思っています。そんなことをまた一遍頭の隅へ置いておいていただけたらありがたいなと思います。それは要望にしておきますけれども、何かそのことで思い等ありましたら。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） やっぴり山の管理が荒れているというのが、今おっしゃいました、風で木が被害を大きく受けたという理由の1つだと思います。ですから、山の管理を徹底しなければいけない。要は間伐しなければいけないんですね。だから、間伐がされていないから木が細っている。木が細っているから、ちょっとした風や雨で倒れやすくなっている。これがもう少しいきますと、そこに大雨が降ったら流木になって、土石流と一緒に流れ出して大きな被害をもたらすということになりますので、やはり山の管理の徹底をしていくということに、これからかなり意を用いていく必要があるのではないかと、そのように思っております。

私どもは、兵庫県は、平成16年の台風23号の被害の原因、原因はもちろん台風23号だったんですが、大きな被害を受けた要因がやはり山の管理が不徹底だということがありましたので、災害に強い森づくりという形で、県民緑税という均等割、800円の超過課税を財源にしまして、都市の人たちにも協力をいただいて整備を図っているというのが実例です。相当効果を上げてきているというふうに思っております。というのは、流出とかお伺いしますと、災害に強い森づくりをやったところは、そうですね、一般的に60%から、流出するのはせいぜい10%ぐらいしか流出しないというようなことになっておりますので、効果はかなりあるということでもありますので、山の管理を徹底するというのはこれから非常に重要だと思います。今のどんな形でその作業、具体の作業を応援できるかどうかについては、少し研究させていただきたいなと思います。

それから、大学生の活用ということも委員がおっしゃるように重要ですし、ポイント制というのもおもしろいアイデアだと思っております。今、我々が推進を図ろうとしておりますのは、ボランティアが被災地に駆けつけていく際の交通費の割引、あるいは現地で宿

泊する際の宿泊費の割引制度がつかれないだろうかということで運動を展開させていただいているものでございます。ポイント制については勉強させていただきたいと思います。

○委員長（丸若祐二） ほかに。竹内委員。

○委員（竹内英明） 私のほうから、先の北海道胆振東部地震に関連いたしまして、北海道のあの地震のこれまでと違った影響という点では、電力供給の需給バランスが崩れて、苫東厚真という北海道最大の発電所が止まってしまったと。それによって大変広域の停電が起こったと、これが関西の場合はどうなのかと、これは関西電力だけではなくて、中国電力とか四国電力にも関わっておりますけれども、そういったことは恐らくシミュレーションされていると思うんですが、ある地域で大きな地震が起こって、その供給が止まったときに相互の援助であるとか、管内で大規模な停電が起こることはないのか、これについてまず教えていただきたいというのが1点。

それと、それに関連するんですけれども、北海道で大規模な停電が発生したときに、炊き出しというニーズはあまりなくて、スマホというような、個人が情報を取る、そういった機器の小口の電力供給というのがなくて非常に困ったと、少し大きな自家発電を持っているようなところが、スマホ等ですから小口の電力で1つのコンセントで多数使えるということで、それをみんな行列をしておったというようなテレビ報道を見ましたけれども、やはりこれからの電力という、特に小口のそういった電力の供給について、何か考えておかなければならないというふうに私も思ったわけでございますが、これについて何かお考えがあれば教えていただきたい。

それと、今日は神戸市長もおいででございますから、西日本の豪雨災害の際に、山腹に太陽光発電施設が神戸市内にございまして、これは新幹線のちょうど須磨のあたりでしょうか、山陽新幹線の近くにその太陽光施設がございまして、新幹線を止めて、そのパネルがそこに落ちていないかというようなことでダイヤにまで影響を与えたと、大変兵庫県内では大きく報道されたわけでございますが、太陽光パネルというのは、建築基準法においては建築確認等の不要な規制が非常に緩いものでございまして、独自に条例をつくってそうしたものに対応されようとされているとちょっと聞いておるんですけれども、その内容や具体的な被害等の状況、そんなこともありましたら教えていただきたいと思います。

以上、3点でございます。

○委員長（丸若祐二） 久元広域連合委員。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） まず、電力の関係で知り得るところで申しますと、電力の関係は、これはもう経済産業大臣が直接コントロールしておりますし、これはやはり電力会社の責任で対応していただく、あるいは融通をさせていただくということが基本ではないかというふうに思います。同時に、それぞれの自治体に置かれております防災会議の中には指定公共機関として電力会社も入っている場合もありますから、自治体との連携というのは、これはそういう防災会議の場を通じて、とっていくということではないかというふうに思いますけれども、電力供給に対して、特にこの大規模なブラックアウトということについては、やはり電力会社と国の責任で対応していただくのと同時に、そういう動向ということに関西広域連合にいたしましても、また、構成団体の府県、指定都市もそういう状況をしっかりと把握をして、ブラックアウトが生じると市民生活に非常に大きな影響を与えますので、そういったところをしっかりと注視をして、必要な対

応を検討していくということが基本ではないかというふうに考えます。

それから、太陽光パネルにつきましては、7月豪雨のときに山陽新幹線の近くで太陽光パネルが崩落をいたしまして、山陽新幹線が一時不通になったということが起きました。これは神戸市内で起きましたので、これは非常に重大な事態だというふうに私は考えまして、これ事故が起きて、すぐに定例記者会見で太陽光パネルについて野放しとまでは言いませんが、現行の規制でいいのかというような問題提起をいたしました。早速、所管部局でこの太陽光パネルの規制につきまして、神戸市独自で条例を制定する方向で検討を開始いたしました。

だいが、条例案の内容は固まりつつありますが、1つは、やはり危険なところに立地をさせないということです。例えば土砂災害警戒区域ですとか、それから一定の斜面の斜度に応じて、あまりにも急峻な地形で太陽光パネルを設置するということは適当ではありませんので、そういうような開発行為が厳しく規制をされているような、法律上の規制が行われているようなエリアや、そういう斜度が大きい地域については規制をするということ、それから、市街化調整区域の中でも、一定のエリアについては市長の開発設置の許可を行うというようなこと、それから法令の順守をしっかりとしているかどうか確認をするということと、それからこれから太陽光パネルの今後の状況を見ますと、これが、事業者が事業が行き詰まって、これが放置される危険性がないとは言えないということです。ですから、工事に必要な資料を神戸市に対して一定の間隔で報告をしてもらう。それから、太陽光パネルの設置については、地域住民に、地域にしっかりと説明をしていただく、こういうことを基本とした条例案を立案中でして、もし、これが提案がまとまれば、神戸市会に提案をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、太陽光パネルは再生エネルギーとしては非常にこれは有用なものでありまして、太陽光パネルそのものは、やはり推奨されるべきであるというふうに思っております。したがって、調整区域において、開発行為を伴うものではなくて、既存の例えば工場とか、事業所の中、あるいは住宅の屋根の上に置かれるようなものは、これはしっかりと安全性を確保しながら普及を、執行していただくということが望ましいのではないかとこのように考えております。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 太陽光パネルの規制については、昨年の4月から兵庫県では条例化しておりまして、その設置基準を、技術基準と、それからいわゆる設置場所等を中心とする基準の両方を基準化したしております。建築基準法の適用がないんですけれども、電気事業法に技術基準が定まっておりますので、建築物の規制とほぼ同じ建物などの基礎部分についての規制や、開発行為に当たる部分については、基本的には開発行為規制の基準に準じて適用するというようにいたしております。

5,000㎡以上の太陽光パネルが原則適用なんですけど、1,000㎡まで市町村の要請に基づいて下げられるという制度にいたしております。神戸市の場合は、さらにもうちょっと深掘りしようという感じで検討されておりますので、県と同様以上の規制がなされれば、神戸市のほうには神戸市に任せる、そういう構成をとらせていただいております。

電力のブラックアウト対策は、これは久元市長が答弁したとおりなんですけど、元々電力は毎日のように、前日、翌日の電力量の需給を見込んで、どこまでの発電所を動

かして、どこまでの電力を供給するかを決めているんですね。これが何か大変な技術的で、基準にするような仕事だそうでありまして、私もブラックアウトという小説を読んだことがあります。そこでも大変な作業をされておりまして。関西電力の方から聞いた話でありますので伝聞でしか申し上げられませんが、電力供給量が急激に起きた場合には、何段階か需要を止めていく。まず、少し落ちたら1段階はこの需要を止める。2段階はこの需要を止める。3段階のときはこの需要を止めると、順次需要を強制的に止めていく順番を決めているんだそうでありまして、そういうような需要のコントロールも行いながらブラックアウト対策を、それらを起こさないようにメカニズムが働くようにしているのだというふうに言っていましたけれども、人のやることですから、やはり十分に注意を喚起していただきたいと思います。

それと、小口の電力供給の話というのは、大変重要な、これからの時代の話だと思っております。電力を確保するという意味では小水力の発電とか、孤立集落になる可能性があるようなところについては、太陽光パネルなどで蓄電をするというような装備をしっかり持たせ、そして、衛星電話を整備していくというようなことを進めておりますけれども、今、ご指摘のスマホの電源対策をどうするんだと言われたら、ちょっと今回の新たな課題ですので、我々もまだ回答を持ち合わせておりません。要は、そのスマホ電源をどう確保するかということに尽きますので、常時ポイントを決めて、北海道電力なんかの電力会社からの送電がとまっても電力が確保できるようなポイントを幾つか用意しておくことに尽きるのかなというふうには思っておりますが、これも研究課題とさせていただきますと思います。

○委員長（丸若祐二） 竹内委員。

○委員（竹内英明） ありがとうございます。ちょっと前後しますけれども、この度のスマホで活用された拠点がコンビニエンスストア、そこに自家発電があって、多少余裕がある自家発電ですから、そういうコンセントを貸し出せるということで非常に役に立ったということを知りましたので、恐らくそういったものにも使えるのではないかなと。私も一時期そういうところに勤めていたことがありますので、そういうようなことを思いつきました。

それと、基本的な電力事業については所管の経済産業省、また電力会社というお話、これはよくわかっている話でございまして、関西広域連合がそういったところにもこの地域の諸課題について物申す機関でございまして、積極的に連携等をしていきたいと思っております。

それと、太陽光パネルについてでございますが、兵庫県で先行して独自の条例をつくりまして、これらが非常に今効いてきておる。といいますのは、久元市長がおっしゃったように、例えば自宅の屋根であるとか、広範な遊休地、今停止しておるような工場、実はもうこれがないんですね。ここに空きがあれば事業者もそこで発電をするわけでございます。これがもう適地がなくなっているの、ある意味では急峻な斜面を持った山であるとか、それこそ相続に困っているところを買いにいったら、もう二束三文で山を買い取れる、そういうところに来て、その下で住んでおるような人がどんな天災によって被害を受けるのかわからない。こういうようなことが全国的な事例でやってきておりますので、神戸市の条例というのは非常に注視をされていると聞いております。

特に、そのFIT法における20年後、20年までは固定買い取りをするけれども、それ以降はどんな値段になるかわからない。もう今で言うと5分の1とかにも下がっているわけですから、そんなことで山林を開発したパネルが引き続き供給対象になる、これは私は考えにくいとっておりますので、しっかりとした条例をつくって、全国の模範となっていたきたいというふうに思います。

それと最後に吉田委員がおっしゃってました高槻の関係で、この広域防災委員会ではなかったんですけども、兵庫県選出の石川委員が、まず水が大事であろうということで、支援者のウォーターサーバーを体育館に持って行って供給できないだろうかということを経験の日のその日に業者から話があって、しかし、受援体制がまだ整っていないというのがありましたけれども、私は、これは受援体制だけではなくて、水というものがそれこそ一番基本的なインフラというか、命に関わるものだけに、あるところに行けばウォーターサーバーに鍵がかかっているんですね、そのときは何かというと、どこの水かわからないというようなものがある、それで例えば食中毒を起こすとか、これは責任を取れない、それが善意のものだったらなおさらのことです。私はこの資料の23ページに民間事業者との連携推進ということで、事前にコンビニエンスストアであるとか、原子力事業所のP&Gからはじめ、そういったものを、そういった供給をするということを事前に協定しておいて、ここの事業者はもう関西広域連合としてお墨つきが来ておりますと、ですから、ここの水を飲んで大丈夫ですとかいうことにしないと、正直な話、私ウォーターサーバーの会社で知っているのはアクアクララさんぐらいでして、あとの会社の水だと言われても、責任持ってお墨つきでぽんと出せるかというのはまた別でございますから、事前のそういうお墨つきといいますか、協定があって、そういったところはすぐにでも出せるといったようなところに加えておいておいたほうが、せっかく提供するのにもう二度と協力しないという話があるとき委員会では出ておったものですから、事前にこういうようなものは構築すべきものだと思います。これは意見として申し上げておきたいと思いません。

以上です。

○委員長（丸若祐二） ほかに。藤原委員。

○委員（藤原武光） 二、三お尋ねをしたいと思います。1つは、井戸連合長のほうからお話のありました関西における防災庁の設置の要望に対して、その後どんなふうな動きに国ではなっているのか。状況だけでいいんですけど、ご報告方々お願いしたいと思います。

それからもう一つは、いよいよ外国人の方が日本に技能実習留学生、それから単純労働含めて増えると、こういう環境になって、関西全体でも当然ということです。先ほどお話それぞれ計画を立ててやるわけですけど、例えばこういう方々を含めた関西にそれぞれ置いていただいている領事館との関係ですね、よくわからないんですが、必要なかどうかともわかりませんが、当然、領事館としては自国の国民の安全等を保障していくということで、いろいろな災害におけるときの対応もたぶん要るんだと思うんですけども、これは情報提供とかいろいろされているんだと思うんですけども、ちょっと何か書いてなかったように思うんですけども、その辺はどんなふうにお考え、どうなっているのか。

それから、もう一つなんですけれども、例えば、これ広域では森林ということで井戸連

合長のほうからお話がありましたように間伐をしっかりやることによって、事前に災害を防いでいくという絶大な効果がある、と同時に恩恵も楽しめる。緑税ということで、それで市民から企業担当にお伺いいただいた、これは非常にいいことだと思います。

もう一つは、それぞれ細かくいくと、地域ですね、これは久元市長もおいでですけども、灘区の篠原台、お聞きすると、どうやら原因というか、要因というか、複合だとは思いますが、民地ということがあったわけですけども、雨水溝ですね、これは日常的にどうしても民地になると誰がどう管理していくかというのはあまりないということで、どうやらその要因も1つあったというように聞くので、広い意味での広域での検討、あわせて細かいんですけども、地域におけるそういう日常の管理、結果的にはメンテナンスしていくというようなことも、ひょっとしたら市の発言を見るとそういうふう感じたので、その辺を、関西広域ですから細かいことは各市町村でやれとこういうこともわかりませんが、少しお尋ねしたいと思います。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 防災庁については、かなり共感を得つつあるんじゃないかと思うしております。さきの自民党の総裁選挙でも防災庁は必要だ、防災省でしたね、防災省は必要だという方と、安倍総理のほうも要らないと従前言われていたんですが、総裁選挙のときは要らないとは言われなかったわけですね。ですから、そういう意味でも、事前の防災対策から緊急時、そして事後の復旧・復興、一気通貫の何らかの調査研究を含めた機関が必要なんじゃないかという意味での共通理解は深まりつつあるのではないかなと思っています。関西広域連合としましては、来年度は少しPRを徹底していこうということで、ビデオを作ったり、いろいろなイベントに防災庁の必要性を訴えるDVDを流したりというようなことをさせていただこうと考えております。新防災担当大臣にはまだ私お目にかかっていませんので、ぜひお目にかかった上で説明をするとともに働きかけをしていきたいと思っています。

それから、領事館、特に外国人の居住者と、それから観光に見えている方と2つあるとありますが、両方とも領事館、自国民保護の関連で対応が必要となります。私たちも既に領事館と防災対策どうするかという形で、領事館と年に1回はテーマを設けて話し合う機会をつくっておりますが、その領事館サミットと言っておりますけれども、領事館サミットの話にも挙げて議論をさせていただいたことがございます。一番徹底しているところは、観光客のほうはちょっとわかりにくいんですけども、自国民の人が働いている場合は、働いている方々を全部ネットワークで結びまして対応するんだというところが一番徹底しているところでありまして、一番徹底していないところは何もしていないというところなんですけれども、ともあれ、領事館の連絡網はありますので、その連絡網をいざというときには活用させていただくということで連携をさせていただいております。

外国人観光客に対して、いざというときにどうするか。しかも避難所と言ってみても、情報提供してもどこに避難所があるとか、番地書いてみてもわからないということになりますので、地図情報で避難所情報を提供するというようなアプリを現在開発しております。そのアプリを活用して曲がりなりにも災害情報を提供して避難していただくようなことが1つ。

もう一つは、枢要なターミナルだとか、外国の方々が集まりやすいところに避難所を提

供するような拠点をいざというときにはつくっていく。これらも組み合わせながら対応していくことが重要なのかなど。これは国においても、インバウンドを3,000万人狙っているわけですので、そのためにも安全、特に今回、北部地震もありましたり、台風被害も受けたわけでありますので、海外に対して安全安心できる日本ということを訴えていかなきゃいけない状況にありますので、その辺の意味でも国においても対応をしっかりしていこうとされておりますので、それともタイアップしながら私どもとしてもしっかりとしたシステムを構築していきたいと、このように考えているものでございます。

○委員長（丸若祐二） よろしいですか。すみません。まだご質問ありますか。よろしいですか。

ちょっと時間も押しておりますので、久元広域連合委員、ちょっと一言。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） ご指摘のありました篠原台というところで、土砂災害があったわけですが、これは道路が私有地になっておりまして、神戸市の市道ではなかったんですけれども、非常に災害の規模が大きかったので、これは神戸市が土砂の撤去をいたしまして、また国の補助対象にも、今回、補正予算でしていただいたということは大変ありがたく感じております。ただ、やはりこの種のもの、やはりこれは神戸市の責任で、それぞれの自治体の責任でやっていくということが基本でして、関西広域連合においては、こういう経験というものを情報共有をして、それぞれの自治体の対応に役立てていただくということが関西広域連合と構成団体、あるいは自治体との役割分担の基本ではないかなというふうに感じています。

○委員長（丸若祐二） ありがとうございます。よろしいですか。本件につきましては、以上で切り上げたいと思います。

続きまして、「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）の改訂について」を議題といたします。本件につきましては、3月定例会において提案が予定されておりますので、本日は中間案の概要についてお聞きするものです。

それでは、早金広域防災局長から説明をお願いいたします。

○広域防災局長（早金 孝） それでは、恐れ入ります、資料のほう、こちら手元ですと、2の資料をご覧くださいと思います。

今、委員長のほうからご紹介いただきましたとおり、今回は中間案につきましてご説明をさせていただきます。

当プランにつきましては、24年3月に暫定版を策定した後、福島第一原発事故を踏まえた国の原子力災害対策指針の改正を反映いたしまして、平成25年6月に本格策定したものでございます。改訂の基本的な考え方ですが、記載のとおり国の原子力災害対策指針の改正、あるいは高浜地域・大飯地域の緊急時対応の策定、また、これまでの広域連合の取組、そして原子力災害対策専門部会、今回動きましたから、そこでの意見などを反映するものでございます。

なお、8月25日、26日に実施いたしました原子力総合防災訓練における課題、これにつきましては、今、国が取りまとめる検証結果を踏まえまして、別途対応を検討したいと考えております。

スケジュールにつきましては、来週の10月23日から行いますパブリックコメントの意見を踏まえまして最終案を作成し、12月に第1回の広域防災計画策定委員会で協議させてい

たきます。そして、新年1月24日の広域連合委員会で最終案を報告し、3月2日の広域連合議会に議案として上程させていただく予定としております。

それでは、内容につきましてはA3資料のほうで簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料のほうをご覧くださいと思います。

計画の目的ですが、福井エリアに立地する原子力施設での事故災害の発生に備え、住民等の安全を守るため、広域連合及び構成団体が連携県と連携して行う広域的な対応策を取りまとめたものでございます。

広域連合の役割については、1つは、「情報の収集と共有」。2つには、「広域避難に関する調整」。3つには、「関西圏域の安全安心を確保するための情報発信」を担うこととしております。中ほど3の主な改訂内容ですが、1つ目は、「原子力災害対策指針の改正に伴う反映」でございます。まずUPZ（30キロ圏外）における防護措置につきましては、現行プランにおいて原子力施設からおおむね30キロより離れた地域で、プルームと言われる気体状の放射性物質が通過するときの防護措置を実施する地域、略してPPAの設置検討を国が行うとしていましたが、国の指針からはそのPPAに関する記述が削除されたことを受けて、プランにおいてもPPAに係る記載は削除するとともに、一方で、UPZ外の防護措置について追記いたしました。

また、イの安定ヨウ素剤ですが、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減することが可能だということから備蓄は不要とされましたが、万が一の場合に備えて広域連合では関西電力との間で安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書を締結し、安定ヨウ素剤を確保しているということを明記いたします。

②のUPZ外における緊急時モニタリング体制の整備につきましては、国及び原子力事業者が航空機あるいはモニタリングカーを活用して実施するとともに、構成府県等が設置する環境放射線モニタリング設備、これも活用することを追記いたしました。

主な改正内容の2つ目ですが、「高浜・大飯地域の緊急時対応策定」に伴う反映でございます。①の広域避難の基本的な形態、避難手段、避難経路につきましては、一般住民、避難行動要支援者、一時滞在者、この区分ごとに避難等の流れを整理して明記しております。また半島等で住民が孤立した場合には、ヘリ等を活用して避難すること、またそして避難経路の代替経路を設定することを追記いたします。

②の実動組織における広域支援体制については、地域レベルでは対応が困難な場合、国は自衛隊等の実動組織による支援を実施することを追記します。

③の複合災害における屋内退避の基本的な考え方の整理といたしまして、屋内退避指示が出されて、屋内退避中に地震などの自然災害が発生し、屋内退避の継続が困難な場合、その場合はより安全な別の避難所への避難を速やかに実施することを追記します。

④の観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化といたしましては、PAZ内、あるいはUPZ内の観光客等一時滞在者には、早い段階からの対応として、まず警戒事態で緊急速報メールサービスなどを活用して、区域外への移動等を呼びかけることを追記いたします。

そして、⑤の自然災害等による半島等が孤立した場合の対応といたしまして、空路や海路での避難体制が整うまでは屋内退避をし、避難体制が十分に整った段階で避難等を実施することと追記します。

⑥の特別警報等発令時の対応といたしましては、特別警報等が発令された場合、安全が

確保されるまでは避難よりも屋内退避を優先し、天候が回復するなど安全が確保できた場合に避難等を実施することを追記します。

⑦の渋滞対策ですが、避難等を円滑に行うための渋滞対策として、避難元の自治体及び府県警察による避難車両の誘導や主要交差点等における交通整理、規制等の体制を整備することを追記いたします。

主な改正の3つ目ですが、「これまでの広域連合の取組の反映」ということで、①の緊急物資円滑供給システムの活用といたしまして、物流やメーカーなどの民間事業者参画のもと、被災者に緊急物資を迅速に供給する仕組み、緊急物資円滑供給システムを活用することを盛り込みます。

②の災害対策調整会議の設置といたしまして、熊本地震等の支援経験から、各構成団体間における情報共有を密に行うために、構成団体の危機管理監をメンバーとする会議を必要に応じて開催することを追記します。

③の関係団体との連携ですが、アの関係団体との協定締結といたしまして、原子力災害時における緊急輸送、あるいは避難退域時検査、民間賃貸住宅の提供等に関する広域的な応援体制の構築に向け、関係団体との連携協力体制の構築を図ることを追記します。また、イの原子力事業者との覚書締結として、万が一の場合に備え原子力事業者と安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書を締結するなど、安定ヨウ素剤の確保体制を構築することを追記します。

④の外国人観光客等への災害情報等の提供として、構成団体は外国人観光客などへ災害情報を伝達するため、民間の国際交流団体やNGO等と連携し、多言語での災害関連情報の発信や通訳ボランティアなどの派遣など体制構築を図ることを追記します。

主な改正の最後の4つ目ですけれども、「原子力災害対策専門部会の意見の反映」ということで、1つは、広域連合の役割の明確化。広域連合は府県を越える広域避難、普及啓発など広域的に対応するほうがより効果的な取組を行うことを明記します。

②ですが、避難元住民への普及啓発として、円滑な広域避難を行うため、避難元の住民への普及啓発項目として、UPZ内住民は避難退域時検査場所を通過することを追記します。

以上、改正内容をご説明させていただきました。資料の2-2に新旧対照表、ちょっと小さい字ですけれども、つけております。ご参照いただければと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（丸若祐二） それでは、質疑に移ります。ご発言があれば挙手をお願いいたします。

菅原委員。

○委員（菅原博之） すみません。私から原子力と、先ほど問題になっていました太陽光発電との比較というんですか、問題点についてお聞きしたいと思います。

この原子力の災害の避難のいろいろな計画を見ましても、恐らく東北の福島地震での避難のそういう状況を想定されたことだと思うんですけれども、恐らく原子力規制委員会で非常にシビアなプランのもとに再稼働という形をされておりますので、今後、そういう災害が起こる場合、我々市民、県民の皆さんと話し合っているときに、原子力ってやっぱり怖いよね、テロとかもあるよねというような、これはもう素朴な、ほんまに県民とか市

民の皆さんの心配だと思っんです。

これから日本はPKOとかいろいろ外国で活動することによって、いろいろな団体から逆恨みというのもあるんだらう思うので、原子力が狙われたときに、ああいう福島の場合のような段階的な避難というのは可能なかどうかというのが問題だと思っんです。直ちに避難しなければいけない、すぐ避難しなければいけないという状況で、先ほど井戸連合長がおっしゃったように、被害弱者への対応、これが本当に難しいのだらうと思っんですけれども、そこでシェルターなんかをやっぱりそういう原子力の事業者に設置していただくという考えも必要なんじゃないかなと思っんです。

そういうことによって、今回、九州で余剰電力を、このまま放置すればブラックアウトになるということで、太陽光発電事業者の電力を止めるというような、ちょっと普通の市民感情からいうと、えっと思っような対応が発表されておりましたけれども、やはり原子力は高くつくんだというような世間の認識をつくるべきだと思っんです。これは国の話なんでしょうけれども、関西広域連合としては、そういう要望もしなければいけないし、実際に事業者に対してこういうシェルターをつくれ、何をしろというようなことで、原子力の発電というのはやっぱり高くつくんだと。太陽光発電はやっぱり広げるべきなんだという、そういう認識を広げるべきでも、事業者にもっとそういう対策を、弱者に対する対策をとっていただくべきだと思っます。そういう点、いかがお考えなのでしょう。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 大変難しいご指摘だと思っます。基本的には原子力の問題、国が責任を持って対応するということが基本ですので、国に対して、今のようない点についても配慮を求めていくということは我々の基本スタンスの目当てでありますけれども、現実に災害弱者と言われている方々に対する配慮は、風水害でも同じなんでありますけれども、個別具体的な避難計画を持っていないと、現実にはなかなか、一般の人の避難計画とは違う、異なっていくというのが基本ですので、個別具体的に、この方を避難させる場合にはいつどこに避難をしていただくか。その責任者は、誰が責任を持って避難していただくのか。それはどういう手段で行うのかというようなことを事前に個別につくっておく必要があるのではないかな。原子力の場合にまだそこまでの個別避難計画はつくられていないのではないかな。現実に風水害でありましても、私どもの県でさえ、たかだか2%の実施状況でありますので、この個別避難計画の策定ということを急ぐということが基本であるのではないかと考えております。

あわせて、国に対してはそういういわば一般的な自然災害以外の人工的な災害に対する対応につきましても、万全を期すべく強く申し出をしているものでございませう。

○委員長（丸若祐二） 菅原委員。

○委員（菅原博之） 最終案では、ぜひ、よりそういうことを考えていただいたものになることを期待させていただきたいと思っます。

以上です。

○委員長（丸若祐二） ほかにありませんか。吉川委員。

○委員（吉川敏文） 私のほうから1点だけ、今回の改訂項目とはちょっと違うところなんですけれども、例の原子力の事故以外でもさまざまな災害で、住民側からすると、どれだけの確な情報が伝わってくるのかというのが非常に重要だと考えておるんです。この

計画の26ページあたりに住民等に提供すべき情報の整理というのが書かれてあるんですけども、府県、市町村が当然それぞれやっていかないといけないと思うんですが、災害のフェーズとか場所に応じた具体的な内容を整理しておくというふうに書かれているんですけども、現行計画ではね、ここが改訂されていないんですけども、では、どのように整理されているのかということが私たちはちょっとわからないので、そこは具体的にあるのか、ないのか。そういうのはそれぞれの県や市町村にきちっと伝わっているのかどうか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○委員長（丸若祐二） 亀井広域防災局防災計画参事。

○広域防災局防災計画参事（亀井浩之） 防災計画参事の亀井と申します。

原子力災害が起きたときの個別の計画につきましては、例えば先ほどちょっと議論がありました普通の方と、災害弱者、要避難者の方についても分けて具体的に書いております。それぞれの市または府県のほうで一定程度決められているということではないかなというふうに思っております。

全体の計画につきましても、今回、先ほどの説明にもありましたとおり、25万人の方が避難してくるということにつきまして、具体的に時間まで決めて、避難先まで決めているという担当現場でもそういうことをしておりますので、それぞれの所在地から30キロ圏内の府県、または市町村のほうで決められているのではないかとというふうに、ちょっと正確にこの場で確認できませんけれども、そういうふうに理解しております。

○委員長（丸若祐二） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） すみません、そういうことを聞いているのではなくて、27ページに書かれてある提供すべき情報について、フェーズや場所に応じて具体的な内容を整理すると書いてあることが整理されて、なおかつ、それを伝えないといけない基礎自治体までそれがちゃんと伝わっているかどうかということをお聞きしたんです。ですので、今日はあまり時間がないので、それはもう確認しておいてください。

○委員長（丸若祐二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 一言だけ。きつとこういうふうに広域連合としては定めているんですが、具体的に市町村レベルでどこまでやられているか、これは十分把握しておりますので、PR、それから周知徹底を兼ねて情報把握に努めさせていただきたいと思えます。

ただ、次の議会で直ちにどうなったかというようなことは言わないでいただけたらと思えます。

○委員長（丸若祐二） ほかに、よろしいですか。

それでは、本件については、これで終わります。

次に、広域職員研修の推進についてということで、理事者の入れ替わりがありますので、ちょっと時間が押しておりますので、理事者の入れ替わり次第、また再開したいと思っておりますので、委員の皆さんでトイレ等ある方はどうぞこの間にお願いいたします。理事者が入れ替わり次第再開します。

休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時32分再開

○委員長（丸若祐二） それでは、休憩前に引き続き、防災医療常任委員会を再開いたします。

次に、広域職員研修の推進についてを議題といたします。田村広域職員研修局長から一言ご挨拶に続いて、広域職員研修の推進についての説明をお願いいたします。

○広域職員研修局長（田村一郎） 広域職員研修局長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

広域職員研修局では、関西という幅広い視野で広域的課題に取り組むことができる職員の育成及び構成団体間の人的ネットワーク形成を推進するため、さまざまな研修事業に取り組んでおります。先週の10月10日から12日にかけて、滋賀県で合宿形式の政策形成能力研修を実施したところであり、おかげさまで無事終了し、受講生からも好評でございました。今後は11月及び2月に大阪市で集中講義形式の研修を実施する予定でございます。

また、団体連携型研修では、各構成団体から多数の特色ある研修を提供いただいております。さらに研修効率化の取組として、インターネットで遠隔地に研修を配信するWEB型研修も併せて進めているところでございます。

具体的な研修局の取組内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。委員の皆様方におかれましては、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

続きまして、お手元でございます広域職員研修局事業概要に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

事業実施の方針でございますが、広域計画には、左下でございますように3つの重点方針が記載されております。1つ目は、「幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上」、2つ目は、「団体構成間の相互理解及び人的ネットワークの活用」、3つ目は、「効率的な研修の促進」でございます。これらの重点方針に基づきまして、具体的取組としては、2泊3日の合宿形式及び2日間の集中講義形式による政策立案演習を行う「政策形成能力研修」、各団体が主催する研修にほかの団体の職員が受講できる「団体連携型研修」、インターネットを活用した遠隔地でも受講可能とする「WEB型研修」を実施しております。

2ページ目をご覧ください。

次に、それぞれの具体的な取組の概要をご説明いたします。まず、政策形成能力研修の概要です。形式は2泊3日の合宿研修と2日間の集中講義形式、すなわち2日間の通いによります形式でございます。集中講義型研修は「合宿形式では参加しにくい」という声がありましたことを受けまして、昨年度から実施しているところでございます。毎年テーマを限定してございまして、合宿形式では関西における共通の政策課題等をテーマとし、実績は表のとおりでございます。集中講義形式では、昨年度より統計的思考・エビデンスに基づく政策立案をテーマとしております。

3ページ目をご覧ください。

このページと次の4ページ目に昨年度と今年度の合宿形式による研修の詳細を参考につけさせていただきます。昨年度におきましては和歌山県において、今年度は滋賀県のご協力のもと実施させていただいております。

今年度につきまして、詳細をご紹介させていただきますが、まず現地調査として、4ページ目の右のほうにお示しさせていただきました滋賀県東近江市の「あいとうふくしモール」という障害者支援施設と福祉支援型農家レストラン、高齢者介護支援施設の3事業所の複合施設などを訪問し、その後、講師の指導のもとグループワークによって共生社会づくりについて政策立案演習を行いました。

5ページ目をご覧ください。

こちらは昨年度の集中講義形式の詳細をつけさせていただきました。場所は大阪市の東梅田で、講師には今年4月から政府関係機関の移転の一環で和歌山市に設置されております総務省統計局及び独立行政法人統計センターの統計データ利活用センターの谷口センター長と、このセンターでも活躍されております和歌山大学大学院の中村良平特任教授に講師になっていただき、データ収集や分析、利活用についてご講義いただきました。今年度は11月と2月に昨年度同様の研修の開催を予定しているところでございます。

この2つにつきまして、受講者のアンケート結果を6ページ目にまとめさせていただきました。この6ページ目の左上のグラフでございますが、ここでは、「理解できた」、「よかった」という声が多くを占めていたところでございます。また右上の感想のところでございますが、「新しい知識や政策立案の手法を学べた」ことはもちろん、「他団体、他職種の職員と交流してつながりを持てた」、「視野を広げることができた」、「職場の後輩にも受講を勧めた」などの感想をいただいているところでございます。また、一定期間後のフォローアップアンケートでは、「政策立案能力等が身についた」、「関西という視野で物事を捉える姿勢が身についた」、「連合の一員という連帯意識が芽生えた」、「その後に相談相手としてつながりを維持している」など好評をいただいているところでして、今後も職員の声を聞きながら、いろいろと工夫して研修を実施してまいりたいと考えております。

7ページ目をご覧ください。

次に、団体連携型研修についてですが、各団体で主催している研修につきまして、受講人数等に余剰がある場合に広域連合の受講枠を設けていただき、ほかの団体の職員を相互に受講させるというものでございます。ほかの団体にはないような独自性のある研修など、幅広い研修メニューを各団体から提供していただき、構成団体職員の受講機会を増やそうというものでございます。実績は下の表のとおりでございます。平成24年度から開始して、提供研修数、受講者数を徐々に増やしてきているところでございます。昨年度は34の研修を延べ246名の職員が受講いたしました。

8ページ目と9ページ目は、昨年度及び今年度の研修の一覧を掲載させていただきましたので、ご参考にご覧ください。団体連携型研修につきましても、受講者や各団体の意見を参考にしながら、更なる充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に10ページ目をご覧ください。

WEB型研修でございますが、インターネットを活用して1会場で行われている研修の内容をほかの会場に同時配信して、遠隔地の職員が同時に受講できる体制を構築しようとするものでございます。提供いただく各府県市のご協力をいただきながら、提供運営の拡大に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

広域職員研修局で実施している取組は以上でございます。引き続き研修内容を精査しま

して、広域連合において実施するにふさわしい研修を計画実施してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（丸若祐二） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

久里委員。

○委員（久里 学） ご説明ありがとうございます。非常に有効なことだと思うんですが、特に7ページの団体連携型研修の中の、私も今年初めてで、あまり細部のことまで事情を、各地域のいろいろあると思うんですが、率直な疑問として、多種多様な考え方を理解し合って広範な構成団体の人脈を持っていくということが目的の中で、ずっと24年から見させていただきますと、29年度まで、各府県なり、市によって非常に受講実績数に差異が見られるのではないかなという、なぜかなというのが1つと、あと受講者の感想なり、意見なり、フォローアップアンケート意見がこちらの分についてはついていないので、あまり、ちょっとその辺理由がわからないのですが、例えば大阪市なんかは受講実績が29年度ゼロやと。この辺の状況というか、理由というか、なぜ、こういうことになっているのかなということをおっしゃって聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（丸若祐二） 田村局長。

○広域職員研修局長（田村一郎） 団体によってばらつきがあるという理由でございますけれども、各団体において呼びかけをして参加のほうも促していただいているところがございます。そういった中で、それぞれちょっとばらつきがあるというのは実際数字として出ているところがございますが、そのところの詳細な分析は申しわけございません、まだできていないところがございます、少ないところ、確かに見てみるとございます、でありますので、各団体にもいろいろなメニューを出していただくのをこれからも促していきたいと思っておりますし、また各団体において、各職員の参加も促していきたいと考えているところがございます。

ただ、ちょっとこれまでいろいろ意見を伺っている中で、例えば和歌山県、民法の講座を開いているという形ですと、ほかのところでも民法をやっていますよということもあつたりすると、こういうところでちょっと参加しないで、自分のところでやったほうが旅費もかからないし、いいよなんていう声もあつたりとかするのもありまして、その辺いろいろな形を出していただいているところがございますけれども、そのところを各団体の状況の中での判断でもありますのと、そこでの参加の状況というのもまだばらつきがあるのは事実でございます、繰り返しになりますが、そこは見直していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（丸若祐二） 久里委員。

○委員（久里 学） まさに団体連携の研修ですので、やっぱり実施目的の部分も含めて事務局として、そこは一定働きかけ、中身が、今おっしゃるような答えで、中身があかんからそういうふうな部分が出てくるのか、あるいは状況の中で実際必要がないと思われるのか、その辺のやっぱり情報交換なりを詰める必要があると思うんです。やっぱり少ないところはずっと少ない。ある程度頑張っておられるところは頑張っておられる。ぜひ、それはお願いしたいなという要望に留めたいと思っておりますので、お願いします。

○委員長（丸若祐二）　ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、本件については以上で終わります。

以上で本日の議題は終了いたしました。この際、ほかにご意見等はございませんか。

それでは、これで終わります。

なお、次回の第14回防災医療常任委員会は、来年1月19日に鳥取県での開催を予定しておりますので、改めてご報告いたします。日程等、詳細につきましては、後日、事務局を通じてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、防災医療常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午後3時44分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成30年 月 日

防災医療常任委員会委員長 _____